9 シア経済連携協定)(抄) 国とインドネシア共和国と国とインドネシア共和国と国とインドネシア共和国と

ア経済連携協定)(抄)

日効署 本発 国生名 日公文交換、六月五日公布(条約第二号)二〇〇八年五月一六日国会承認、六月二〇〇八年七月一日 二〇〇七年八月二〇目

4

各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な

前 文 (略

章][[

第一条(目的)この協定の目的は、 (b) (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を円滑化 両締約国における投資財産及び投資活動の保 及び自由化すること。 次のとおりとする。

及び投資活動を促進すること。 護を強化することを通じ、投資の機会を増大させ、 知的財産の保護を確保し、及びその分野におけ

る協力を促進すること。 両締約国の政府調達制度の透明性を高め、及び

ための協力を促進すること。 政府調達の分野における両締約国の相互の利益の 反競争的行為に対する取組によって競争を促進

(e)

(g) この協定において合意された分野における一層(f) 両締約国におけるビジネス環境を整備すること。 緊密な協力を強化するための枠組みを設定するこ 両締約国におけるビジネス環境を整備すること。 及び競争の促進に関して協力すること。

第二条(一般的定義)(略) (h) この協定の実施及び適用並びに紛争解決のため の効果的な手続を創設すること。

第三条(透明性)1 各締約国は、自国の法令及び自国 となる事項に関するものを公に利用可能なものとす が締結している国際協定であって、この協定の対象

2 各締約国は、1に規定する法令について責任を有 内に、当該他方の締約国に情報を提供する。合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間 なものとする。 する権限のある当局の名称及び住所を公に利用可能 一方の締約国は、 他方の締約国の要請があった場

及び当該規制を設定する前に、公衆による意見提出 影響を及ぼす一般に適用される規制を事前に公表し

第四条(公衆による意見提出の手続)各締約国政府は、 影響を及ぼす法令を導入し、又は変更する場合には 自国の法令に従って、この協定の対象となる事項に 7能とするため、適当な措置をとるよう努める。

第五条(行政上の措置に関連する手続)(略) のための合理的な機会を与えるよう努める。

象となる事項に関する自国政府による行為について 第六条(審査及び上訴) 1 各締約国は、この協定の対 判所又は司法上の訴訟手続を維持する。これらの裁正が行われるために、自国の法令に従って、司法裁速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是 うな行為の行政上の実施について責任を有する当局 判所又は訴訟手続は、公平なものとし、及びそのよ から独立していなければならない。(2、3、略)

第八条(腐敗行為及び贈収賄の防止に関する措置)各締 れらを阻止するための取組を行うために、適当な措 事項に関する腐敗行為及び贈収賄を防止し、及びこ 約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる

に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のも第九条(秘密の情報)1 一方の締約国は、自国の法令 第一〇条(租税)1 この協定に別段の定めがある場合 置については、適用しない。(2、3、略) を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措 のとして提供する情報の秘密性を保持する。(2、略)

2 第一一条(一般的例外及び安全保障のための例外) | 第二一条の規定は、必要な変更を加えた上で、 の規定の適用上、一九九四年のガット第二〇条及び 次章から第五章(第六六条を除く。)まで及び第八章 定に組み込まれ、この協定の一部を成す。 |葦(第六六条を除く。)から第七章までの 規定

の協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。一四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、 四条及び第

3 の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組(以下「貿易関連知的所有権協定」という。)第七三条属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 当該措置の概要を通報するよう妥当な努力を払う。はその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し み込まれ、この協定の一部を成す。 ない措置をとる場合には、当該措置をとる前に、又 章(第六六条を除く。)の規定に基づく義務に適合し 第九章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附 一方の締約国は、1又は2の規定に従って、 第五

合には、その抵触の限度において、世界貿易機関設2 この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場 第一二条(他の協定との関係) ― 両締約国は、 易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他 の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

3 この協定と両締約国が締結している協定(世界貿 満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する 締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互 易機関設立協定を除く。)とが抵触する場合には、両 立協定が優先する。

するための詳細及び手続を定める別の取極(以下「実第一三条(実施取極)両締約国政府は、この協定を実施 施取極」という。)を締結する。

第一四条(合同委員会) 1 ここに合同委員会を設置す

信頼の増進に関する小委員会

ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での

(b) この協定の改正について検討し、 視を行うこと。 に勧告すること。 合同委員会は、次の事項を任務とする。 この協定の実施及び運用について見直し及び監 及び両締約国

(a)

会の作業を監督し、及び調整すること。 この協定に基づいて設置されるすべての小委員

次のものを採択すること。

(ii) 規則のための運用上の手続規則 品の貿易のための運用上の手続規則及び原産地 必要な決定 第二七条及び第五○条にそれぞれ規定する物

(e) 両締約国が合意するその

他 の任

務を遂行するこ

3 (a) の遂行を委任することができる。 合同委員会は、 合同委員会は、 小委員会を設置し、 両締約国政府の代表者から成 自己の任務

5 4 いて交互に開催する。 する場合を除くほか、 会合する。合同委員会は、両締約国が別段の合意を 合同委員会は、両締約国が合意する時期において 合同委員会は、その規則及び手続を定める 日本国及びインドネシアにお

第一五条(小委員会) 1 ここに次の小委員会を設置

(j)(i)(h)(g)(f)(e)(d)(c)(b)(a)政府調達に関する小委員会 知的財産に関する小委員会 エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会 自然人の移動に関する小委員会 サービスの貿易に関する小委員会 投資に関する小委員会 税関手続に関する小委員会 原産地規則に関する小委員会 物品の貿易に関する小委員会

 $\binom{2}{(a)(k)}$ 外の関係団体の代表者であって、討議する問題にのとし、両締約国の合意により、両締約国政府以 ことができる。 協力に関する小委員会 |連する必要な専門知識を有するものを招請する 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るも

小委員会は、 両締約国政府の職員をその共同議

- 3 おいて会合する。 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所に 長とする。
- 4 小委員会は、必要に応じ、 その規則及び手続を定
- 第一六条(両締約国間の連絡) 5 小委員会は、作業部会を設置し、 行を委任することができる 自己の任務の遂

物品の貿易

一八条(物品の分類)

第二〇条(関税の撤廃)1 この協定に別段の定めがあ 定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる 指定した他方の締約国の原産品について、当該表に 国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として る場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、

産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事附属書一の表において交渉の対象として指定した原 て課されるその他のすべての種類の課徴金を導入し 締約国の産品の輸入に対して又はその輸入に関連し 徴金を撤廃する。いずれの一方の締約国も、他方の ての種類の課徴金が存在する場合には、これらの課 して又はその輸入に関連して課されるその他のすべ 項について、当該表に定める条件に従って交渉する 一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入に対

> 対して、 合して課される内国税に相当する課徴金 一九九四年のガット第三条2の規定に適

- 易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に 関する協定の規定に適合して課されるダンピング る一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿 協定附属書一A一九九四年の関税及び貿易に関す 一九九四年のガット第六条、世界貿易機関設
- 提供された役務の費用に応じた手数料その |止税又は相殺関税 他
- は引下げを遅滞なく通報する。 一方の締約国は、他方の締約国に対し、その撤廃又 税率に等しくなり、又はこれより低くなる場合には、 される原産品について1の規定に従って適用される 実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類 る自国の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として 特定の産品に関し最恵国待遇に基づいて適用され
- 6 適用する。 各締約国は、当該原産品について、その低い税率を一の規定に従って適用される税率より低い場合には、 該産品と同じ関税品目に分類される原産品について。 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当

第二三条(非関税措置) 第二二条(輸出補助金) 第二一条(関税上の評価)

第二四条 (二国間セーフガード措置) Ⅰ 一 大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易は、この条の規定に従うことを条件として、当該重 のおそれを引き起こす重要な原因となっているとき 自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害 輸入されている場合において、当該増加した数量が に比較しての相対量であるかを問わない。)で自国に 原産品が増加した数量(絶対量であるか国内生産量 の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該 は、第二〇条の規定に従って他方の締約国の原産品 方 の締約国

4 この条のいかなる規定も、一方の締約国が他方の

締約国の産品の輸入について、次のものを随時課す

(a)

又は輸入される当該産品の全部若しくは一部がそ

から製造され、若しくは生産されている産品に 輸入される当該産品と同種の国内産品に対し

ることを妨げるものではない。

ることができる。 間セーフガード措置として次のいずれかの措置をと にするために必要な最小限度の範囲において、二国

- 対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停 この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの
- まで当該原産品の関税を引き上げること。 次の税率のうちいずれか低い方を超えない

(b)

すること。

- 実行最恵国税率 二国間セーフガード措置をとる時点における
- 最恵国税率 この協定の効力発生の日の前日における実行
- 2 ガード措置をとってはならない。 度として輸入される原産品について、二国 れる関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限 各締約国は、附属書一の自国の表に従って適用さ
- 3(a) 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一A とることができる。 行った後においてのみ二国間セーフガード措置を 「セーフガード協定」という。)第三条及び第四条2セーフガードに関する協定(以下この条において の規定に従い、自国の権限のある当局が調査を
- おいても、その開始の日の後一年以内に完了させ なければならない。 (a)に規定する調査については、いかなる場合に
- ついて適用する。 次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置
- (i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれに対し直ちに書面による通報を行う。 一方の締約国は、 次の場合には、 他方の締約
- らの理由に関する3 aに規定する調査を開始す 二国間セーフガード措置をとり、 又は延長す
- (b) (a)に規定する書面による通報を行う一方の締約 る決定を行う場合

- (i) (a)iの場合における書面による通報につ 一システムの号、調査の対象となる期間並びに品の正確な説明及び当該原産品が分類される統は、調査の開始の理由、調査の対象となる原産 調査の開始の日付 べての関連する情報を他方の締約国 の情報には、次の事項を含める。 に提
- た重大な損害又は重大な損害のおそれがあるは、原産品の輸入の増加により引き起こされは、原産品の輸入の増加により引き起こされ する日付及び予定適用期間 に当該二国間セーフガード措置を導入しようと 及び当該原産品が分類される統一システムの号、フガード措置の対象となる原産品の正確な説明 ことについての証拠、とろうとする二国間セー m該二国間セーフガード措置の正確な説明並び 5
- (c) 必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、し、又は救済し、かつ、調整を容易にするためにし、日間セーフガード措置は、重大な損害を防止 国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。する補償について合意に達するため、他方の締約フガード措置に関し意見を交換し、及び5に規定 調査から导う15等度ととトー、長しようとする一方の締約国は、3個に規定する長しようとする一方の締約国は、3個に規定する 調査から得られる情報を検討し、当該二国間セー
- 6 (a) とることを妨げるものではない。 かの規定に従い原産品に対してセーフガード措置をこの章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれ 協定の規定 一九九四年のガット第一九条及びセーフガード

10

- (b) 農業協定第五条の規定
- 7 各締約国は、二国間セーフガード措置に のであることを確保する。 令の運用が、一貫した、公平な、 かつ、合理的なも 関する法

二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

フガード措置の対象とされた原産品

いる締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該 るため、当該二国間セーフガード措置を維持して 間が一年を超える場合において、調整を容易にす のとする。二国間セーフガード措置の予定適用期 き、延長を含めた合計期間は、五年を超えないも セーフガード措置の適用期間を延長することがで ただし、極めて例外的な状況においては、二国間 また、その適用期間は、四年を超えてはならない

- では、当該二国間セーフカード指置の輸入については、当該二国間セーフガーがとられた期間が経過するまで、二国間セーフガーに指置を再度とってはならない。 手続を採用し、又は維持する。平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な
- とられなかったとしたならば適用したであろう税おける関税率は、当該二国間セーフガード措置が 率とする。 二国間セーフガード措置の適用期間の終了後
- (a) 二国間セー 対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずる長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に、 工国間セーフガード措置をとろうとし、又は延 を提供する。 り、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法応を関税について講ずることを約束することによ と予想される関税の増大分と実質的に等価値の対

とができる。

をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとるこ決定に基づき、一(a)又は(b)に規定する措置の形態

あることについての明白な証拠があるという仮の を引き起こしていること又は引き起こすおそれが 産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害

危機的な事態が存在する場合には、締約国は、 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような

は、二国間セーフガード措置に

関し、

- (b) 間セーフガード措置が適用されている期間に限り、成するために必要な最小限度の、かつ、当該二国有する当該締約国は、実質的に同等の効果を達 ガード措置がとられる締約国は、この協定に基づ合には、その原産品について当該二国間セーフ日以内に補償について合意することができない場日以内に補償について合意することができない場の締約国が4℃に規定する協議の開始の後三○ これを行使することができる。 することができる。譲許の適用を停止する権利を く関税に関する譲許であって、当該二国間セーフ ガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止
- - (b) だする期間に算入される。
 のな二国間セーフガード措置の期間は、4dに規的な二国間セーフガード措置の期間は、4dに規 二百日を超えてはならない。その期間中、 暫定的な二国間セーフガード措置の5 約国間の協議を開始する。 適用については、これがとられた後速やかに両締通報を行う。暫定的な二国間セーフガード措置の 措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による)。一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード が期間 3に定 は
- 両締約国間の連絡は、英語で行う。 d 4f)、7及び8の規定は、暫定的な二国間セー 4 a及び9 bに規定する書面による通報その他の き起こしているとの、又は引き起こすおそれがあ の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引その後行われる3個に規定する調査により原産品 るとの決定が行われない場合には、払い戻される。 セーフガード措置の結果として課された関税は、 フガード措置について準用する。暫定的な二国間
- 11 要に応じ、この条の規定について見直しを行う。 この協定の効力発生の日から五年を経過した後、 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほ か
- 第二五条(国際収支の擁護のための制限)
- 第二六条(物品の貿易に関する小委員会)この章の規定

規定に従って設置される物品の貿易に関する小委員 の事項を任務とする。 会(以下この条において「小委員会」という。)は、次 を効果的に実施し、及び運用するため、第一五

- (a) び監視を行うこと。 この章の規定の実施及び運用について見直し及
- ٤ (c) こと。 (b) この章の規定に関連する問題について討議する 合同委員会に対し小委員会の所見を報告するこ
- (d) 続規則に関し、見直しを行い、及び必要な場合に)、次条に規定する物品の貿易のための運用上の手 は合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。 合同委員会が第一四条の規定に基づいて委任す

第二七条(物品の貿易のための運用上の手続規則)(略 るその他の任務を遂行すること。

原産地規則

第三〇条~第三九条 第二九条(原産品)

第四〇条(関税上の特恵待遇の要求) | 求する。(2、3、略) 締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要 関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出 輸入締約国は 3

第四一条(原産地証明書) 1 前条 1 に規定する原産地 た権限に基づき、原産地証明書の発給について責任定の実施のために、自国の関係法令により与えられた。 輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規 証明書には、附属書三に定める事項についての記載約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地 証明書は、輸出者又は権限を与えられたその代理人 を負う政府以外の団体を指定することができる。(3 を必ず含めるものとする。 によって行われる書面による申請に基づき、輸出締

第四二条~第五〇条 ر 10

第四章 税関手続

第五一条~第五六条

第五章

第五七条(適用範囲)1 この章の規定は、 (b) 当該一方の締約国の区域内にに関するものについて適用する。 国が採用し、又は維持する措置であって、 方の締約 次の事項

- の投資家の投資財産 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国
- 2 この章の規定と次章の規定とが抵触する場合には (a) 第五九条、第六次のとおりとする。
- a 第五九条、第六○条及び第六三条の規定の対象を 第五九条、第六○条及び第六三条の規定と次となっている事項に関しては、この章の規定と次となっている事項に関しては、この章の規定の対象となっている。
- この章の規定が優先する。 章の規定と次章の規定とが抵触する限度において、 aに規定する事項以外の事項に関しては、この
- 第五八条(定義)この章の規定の適用上、 及ぼす措置については、適用しない。 この章の規定は、締約国の自然人の移動に影響を
- (a) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、 会社を含む。)をいう。 設立され、又は組織される法人その他の事業体(社 また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配 しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に 信託、組合、合弁企業、個人企業、組織又は
- 該投資家が当該企業の五○パーセントを超える 持分を受益者として所有する場合をいう。 企業が投資家によって「所有」されるとは、 企業が投資家によって「支配」されるとは、

又は当該企業の活動につき法的に指示する権限 該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、

をいう。 係法令に基づいて設立され、又は組織される企業 「他方の締約国の企業」とは、他方の締約国の関

(c)

- (d) (e) 「自由交換可能通貨」とは、国際取引上の支払を おいて定義する金融サービスをいう。 「金融サービス」とは、 附属書七第一 節2(a)に
- (f) 「投資財産」とは、投資家により関係法令に従っ 市場において広範に取引されている通貨をいう。 行うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替 て投資されるすべての種類の資産をいい、当該投
- (i) 株式、出資その他の形態の企業 資財産には、例えば次のものを含む。
- iii 債券、社債、貸付金その他の 持分から派生する権利を含む。) 株式、出資その他の形態の企業の持分(そ Ó
- (その貸付債権から派生する権利を含む。) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債 権
- (iv)生産又は利益配分に関する契約に基づくものを 契約に基づく権利(完成後引渡し、建設、経営、
- (v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づ く給付の請求権
- する権利を含む。) 又は地理的表示及び開示されていない情報に関 びに植物の新品種、営業用の名称、原産地表示 商標権、意匠権、集積回路の回路配置利用権並 知的財産権(著作権、特許権、 実用新案
- (い) 法令又は契約により与えられる権利(例えば 特許、免許、承認、許可)
- 質権その他の当該財産に関する権利 かを問わない。)及び賃借権、抵当権、 かを問わず、また、動産であるか不動産である 他のすべての財産(有体であるか無体である 先取特権

いて決定するポートフォリオ投資による投資財産

注釈2 このfii及びiiの規定の適用上、締約国は、 料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数 当該締約国が採用する無差別的かつ客観的な基準を 資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。 投資財産には、投資財産から生ずる価値 特

の処分をいう。 「投資活動」とは、 管理、運営、 無差別の原則に基づいて除外することができる。 投資財産の設立、取得、拡張 使用、享有、売却その

3

(i) (h) 係法令に基づいて当該他方の締約国の国籍を有す 一個方の締約国の国民」とは、他方の締約国の関 国民又は企業をいう。 「他方の締約国の投資家」とは、 他方の締約国

日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承分「ニューヨーク条約」とは、一九五八年六月一〇 認及び執行に関する条約をいう。

る自然人をいう。

(k) 「資金の移転」とは、 資金の移転及び国際支払を

第六二条(裁判所の裁判を受ける権利 第六一条(一般的待遇 第六〇条(最恵国待遇 第五九条(内国民待遇

も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投第六五条(収用及び補償)1 いずれの一方の締約国 第六四条(留保及び例外) (a) 公共の目的のためのものであること。のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。 「収用」という。)を実施してはならない。 ただし、次 若しくは国有化と同等の措置(以下この章において 資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用

(c) われるものであること。 正当な法の手続及び第六一条の規定に従って行

2 産の公正な市場価格に相当するものでなければなら時のいずれか早い方の時における収用された投資財 れることにより生じた市場価格の変化を反映させて ない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知ら 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた 効的な補償の支払を伴うものであること。 2から4までの規定に従って迅速、 ゕ $\tilde{\hat{}}$

当な金利に基づく利子を含めるものとする。当該補の時から支払の時までの期間を考慮した商業的に妥 ものとする。 び自由交換可能通貨に自由に交換することができる る為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及 移転することができ、かつ、収用の日の市場におけ 償については、実際に換価することができ、 はならない。 補償については、遅滞なく支払うものとし、 、自由に 収用

第六九条の規定の適用を妨げない。 その行政機関に申立てをする権利を有する。 司法裁判所若しくは行政裁判所の裁判を受け、又はて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の 案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従っ 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事

第六八条(代位) 第六七条(資金の移転) 第六六条(争乱からの保護)]

第六三条 (特定措置の履行要求の禁止

第六九条(一方の締約国と他方の締約国の投資家と たものとの間の紛争をいう。 又はその違反の疑いから生ずる損失又は損害を被 この協定に基づく義務の違反の疑いを理由とする、 資家であって、当該投資家及びその投資財産に関し の間の投資紛争の解決) 1 この章の規定の適用上、 |投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投

5

2

可能な限り、

投資紛争の当事者

で

実 議又は交渉により解決する。 において「紛争締約国」という。)との間の友好的な協 う。)と投資紛争の当事者である締約国(以下この条 ある投資家(以下この条において「紛争投資家」と

3 この条のいかなる規定も、 てはならない。 的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解 約国内において、当該紛争締約国の法令に従い行政 紛争投資家が、

4 ことができる。 を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託する なかったときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争 政裁判所若しくは行政機関に当該投資紛争を付託し 当該紛争投資家が、解決のために司法裁判所又は行 争が協議又は交渉により解決されない場合において、 は交渉の要請があった日から五箇月以内に、投資紛 紛争投資家から書面により2に規定する協議

CSID条約が両締約国間で効力を有しない場合 についての規則による調停又は仲裁。ただし、 ID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。 約」という。)による調停又は仲裁。ただし、ICS 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度 関する条約(以下この条において「ICSID条 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決 Ι

(c) 一九七六年四月二八日に国際連合国際商取引法 に限る。 委員会によって採択された国際連合国際商取引法

による仲裁 紛争締約国と合意する場合には、 の か仲裁規

委員会の仲裁規則による仲裁

停又は仲裁を規律する。 によって修正する部分を除くほか、 適用される調停又は仲裁の規則は、 4に規定する調 この条の規定

6 投資紛争が付託される少なくとも九〇日前に書面に ようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託し 場合を除くほか、

いずれかの締約国の国民であって

はならず、紛争当事者のいずれによっても雇用されはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有して

及びいかなる資格においても対象とな

よりその旨の通報を行う。 (a) (c) 略) 当該通報には、 次の事

項

規定する調停又は仲裁に付託することに同意する (a) 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に 7の規定にかかわらず、 4に規定する調停又は仲

紛争投資家が1に規定す

国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司の法律に対している。 が経過した場合には、行うことができない。 きであった最初の日のいずれか早い方の日から三年 る損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべ

か、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人か、紛争当事者」という。)が別段の合意をする場合を除くほ投資家及び紛争締約国(以下この条において「紛争 賠償の支払を伴わないものに限る。)を申し立て、又 法裁判所において暫定的な差止めによる救済(損害 はその申立てに係る手続を継続することができる。 4の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争 15

に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上る。投資紛争が仲裁に付託された日から六〇日以内 IDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない て「ICSID」という。)の事務局長に対し、ICS て、投資紛争解決国際センター(以下この条におい れも、11及び12の規定の要件に従うことを条件とし の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいず る第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成す 及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長とな 一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請する 第三の仲裁人は、 紛争当事者が別段の合意をする 17 16 (b) による通知を行った場合には、この協定の解釈に関 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面

られない国籍を三を上限として指定することができ の者を仲裁人に任命しないよう要請することができ し、いずれかの紛争当事者によって指定された国籍 る。この場合において、ICSIDの事務局長に対 それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れ る投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。 各紛争当事者は、4に規定する仲裁の場合には、

13 仲裁は、 る。 くほか、ニューヨーク条約を締結している国におい2 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除 て行う。

4 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協事案につき決定する。 (a) 以内に送付する。) る通知(当該投資紛争が付託された日の後三〇日 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する 仲裁に付託された投資紛争についての書面によ

仲裁において提出されたすべての主張書面の写し

仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措 とができる。 定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じ できる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は1に規 証拠を保全するための命令を含む。)を命ずることが 置(紛争当事者のいずれかが所持し、又は支配する する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出するこ 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、 、又は

(b) (a) 関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。 紛争締約国が、 違反があった場合には、 紛争投資家及びその投資財産に その救済措置。

> 当該救済措置は、 次の(i)又は(iiの一方又は双方に

な利子を支払うことができることを定めるもの 締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当 [復。この場合の裁定においては、紛争

において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。 は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内 であり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国 される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。 18の規定に従って下される裁定は、最終的なもの 仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、

的とする非公式の外交交渉を含めない。 護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目 でいる。この20の規定の適用上、外交上の保 争について下された裁定に従わなかった場合は、こ ならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛 外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行っては 託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、 一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該

第七〇条(一時的なセーフガード措置 定を定める。 21 附属書六は、

投資紛争の解決に関する追加的な規

第七四条(環境に関する措置) 第七二条(利益の否認) 第七一条(信用秩序の維持のための措置 第七三条(収用を構成する租税に係る課税措置)

サービスの貿易

第七五条(投資に関する小委員会)

第七六条(適用範囲)

第七八条(市場アクセス) 第七七条(定義) 方の締約国は、 前条(u)

供者に対し、附属書八の自国の特定の約束に係る表スに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提 く待遇よりも不利でない待遇を与える。 において合意し、及び特定した条件及び制限に基 に規定するサービスの提供の態様による市場アクセ

(a) サービス提供者の数の制限(数量割当ての措置を維持し、又は採用してはならない。 るか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次 おいて別段の定めをしない限り、小地域を単位とす において、附属書八の自国の特定の約束に係る表に 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野 サービス提供者の数の制限(数量割当て、独占、

の要件によるもの?は経済上の需要を考慮すると割当てによるもの又は経済上の需要を考慮すると するとの要件のいずれによるものであるかを問わ 排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮

(数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮位によって表示されたサービスの総産出量の制限) サービスの事業の総数又は指定された数量単 するとの要件によるもの) の要件によるもの)

第七九条~第八二条(略

第八三条(許可、免許又は資格)一方の締約国の措置 (a) 客観的な、かつ、透明性を有するは に適合することを確保するよう努める。 め、当該一方の締約国は、これらの措置が次の基準に対する不必要な障害とならないことを確保するた あって、他方の締約国のサービス提供者に対する許 免許又は資格に関連するものがサービスの貿易

- スを提供する能力等)に基づくこと。 サービスの質を確保するために必要である以上 客観的な、かつ、透明性を有する基準(サー
- 大きな負担とならないこと。 サービスの提供に対する偽装した制限とならな

を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用す国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明界八四条(相互承認) 1 一方の締約国は、他方の締約 しくは資格証明を承認することができる。 しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若 る上で、当該他方の締約国において得られた教育若

に基づいて又は一方的に行うことができる。 定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決め 調和その他の方法により行うことができる1の規 (3、略)

第八五条~第九一条

第七章

自然人の移動

定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自第九二条(適用範囲)1 この章の規定は、附属書十に に影響を及ぼす措置について適用する。 然人であって、他方の締約国に入国するものの移動

3 2 この章の規定は、一方の締約国の自然人であって (自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置 の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締 は雇用に関する措置については、適用しない。響を及ぼす措置及び国籍、又は永続的な居住若しく 他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影 この章の規定は、一方の締約国が自国への他方

件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効に し、当該措置を、附属書十に定める特定の約束の条含む。)を適用することを妨げるものではない。ただ し、又は侵害するような態様で適用しないことを条

然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を

又は市民権を有する自然人に対しては要求しないと いう事実のみをもって、 は査証又はこれに相当するものを要求し、他の国籍 特定の国籍又は市民権を有する自然人に対して 附属書一〇に定める特定の

約束に基づく利益が無効にされ、又は侵害されてい

第九三条(定義)この章の規定の適用上、「締約国 る自然人をいう。 ず、当該締約国の法律の下で当該締約国の国民であ 然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わ

弗九四条(特定の約束) 1 一方の締約国は、この章 る。 及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該自然人 この章の規定に反しないものに従うことを条件とす 一方の締約国の自然人の移動に関する法令であって が、入国及び一時的な滞在について適用される当該 む。)に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国 規定(附属書一〇に定める各区分における条件を含

2 一方の締約国は、1の規定に基づき入国及び一 は、自国の法令に従い、直ちに当該一方の締約国に他方の締約国から出国することを要求される場合に 帰国するための適正な旅行証明書を発給する。 であってこの章の規定に反しないものに基づき当該 一方の締約国の自然人が、当該他方の締約国の法令 的な滞在が許可されて他方の締約国に滞在する当該

求することができる。 な査証又はこれに相当するものを取得することを要 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の前に適当 一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対し、

又は維持してはならない。 時的な滞在を許可するものの数について制限を課し、 ある場合を除くほか、 いずれの締約国も、 1の規定に基づき入国及び 附属書一○に別段の定め

第九五条(要件及び手続) 第九六条(自然人の移動に関する小委員会) [(略)

第九七条(定義)(略

第八章

エネルギー

及び鉱物資源

第九八条(投資の促進及び円滑化) 1 (a) 両締約国

を通じて協力する。 投資の促進及び円滑化に関し、例えば、 **芸の促進及び円滑化に関し、例えば、次の事項」ネルギー・鉱物資源分野における両締約国間の**

- 方法について討議すること 投資促進活動及び能力開発に関する効果的
- すること。 に関する情報を含む。)の提供及び交換を円滑に 投資に関する情報(両締約国の法令及び政策
- 及び支援すること。 野における基盤施設に関連するもの)を奨励し、 開発及び生産並びにエネルギー・鉱物資源分 活動(特に、エネルギー・鉱物資源物品の探査、 各締約国又は両締約国の産業界の投資促進
- この1の規定の実施及び運用については、 法について討議すること。 投資家のための安定した、衡平な、良好な、 つ、透明性のある条件を醸成する効果的な方

三国の資金の利用可能性及び関係法令に従うこと

める。 る投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定を定1 附属書一二は、エネルギー・鉱物資源分野におけ を条件とする。 両締約国は、 ネ

第九九条(輸入及び輸出の制限) 1 限に関し、一九九四年のガットの関連規定に従う義 ルギー・鉱物資源物品の輸入又は輸出の禁止又は制 務を再確認する。(2、略)

第一〇一条(エネルギー・鉱物資源規制措置) 第一〇〇条(輸出許可手続及びその運用)

第一〇二条(環境上の側面) 1 各締約国は、持続可能 効率的な方法で回避し、又は最小にすることが重要 連するすべての活動の有害な環境上の影響を経済上 自国の区域内におけるエネルギー及び鉱物資源に関 境に関する国際協定に基づく自国の義務を考慮して な開発を達成するに当たり、自国が締結している環

(a) 次の事項を行う。

- (b) て環境に考慮を払うこと。 ついての自国の政策の形成及び実施の過程を通)自国の法令に従い、エネルギー及び鉱物資源
- 効果的な保護に適合したものを奨励すること。 めの良好な条件であって、知的財産権の十分かつ エネルギー及び鉱物資源に関連する活動の環境 環境の保護に貢献する技術の移転及び普及のた 一の影響並びに当該影響の防止又は除去の範囲及
- 進すること。 び当該防止又は除去に係る費用に関する啓発を促

第一〇五条(エネルギー及び鉱物資源に第一〇四条(協力)第一〇三条(地域社会の開発)

第九章 関する小委員会 知的財産

第一〇六条(一般規定) 1 両締約国は、 行使するための措置をとる。 正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を おける効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、 及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用に 産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財 を更に促進することを目的として、この章の規定及 (2、3、略 貿易及び投資 不

第第第 一〇七条~第一一一条 一五条(著作権及び関連する権利) 一三条(意匠 一二条(特許 一六条(植物の新品種) 七条(不正競争行為 四条(商標

第第第第第 一八条~第一二三条 政府調

第一二四条~第一二五条

一章 竸

第一二七条(競争の促進に関する協力) 第一二六条(反競争的行為に対する 取組による競争の促進

第一二九条(手続の公正な実施) 第一二八条(無差別待遇)

第一三〇条(第九条2の規定の不適用) を行う上での信頼の増進ビジネス環境の整備及びビジネス

第一三一条~第一三三条 (略

協 力

第一三四条~第一三七条 略

第一四章

紛争解決

第一三八条(適用範囲) | について適用する。 の解釈又は適用から生ずる両締約国間の紛争の この章の規定は、この協定

2 1の規定にかかわらず、この章(次条を除く。)の 3 この章のいかなる規定も、両締約国が締結してい る他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利 から前章までの規定については、適用しない。 規定は、第一〇四条及び第一二二条並びに第一〇章

用する両締約国の権利を害するものではない。 3の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、 ここの

第一三九条(一般原則)この協定の解釈又は適 手続を利用することはできない。 特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決 に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該 章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定 用から生

ずる両締約国間の紛争は、 可能な限り、

行う場合には、他方の締約国は、その要請に応ずる

第一四〇条(協議) 友好的に解決する

釈又は適用から生ずるいかなる問題についても、他界一四〇条(協議)1 一方の締約国は、この協定の解 方の締約国に対し書面により協議を要請することが 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を

3 第一四一条(あっせん、調停又は仲介) | とができる。いずれの手続も、両締約国の合意によ約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請するこ ではない。 が受領された日の後二〇日以内に協議を開始する。る協議の場合には、当該他方の締約国は、当該要請 ものとし、当該要請が受領された日の後六○日以内 の手続においていずれの締約国の権利も害するもの に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関す 以、秘密のものとして取り扱う。協議は、その後、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、協 いずれの締

裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又 は仲介を継続することができる。 ことができる。 両締約国が合意する場合には、 この章に定める仲

いずれかの締約国の要請により、いつでも終了する

いつでも開始することができるものとし、また、

3 あっせん、調停又は仲介に係る手続及びこれら 手続において両締約国がとる立場は、秘密のものと ていずれの締約国の権利も害するものではない。 して取り扱うものとし、かつ、その後の手続におい

第一四二条(仲裁裁判所の設置)Ⅰ 第一四○条の規定 又はこの協定に基づく義務に反する措置をとった結果締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果 請することができる。ただし、当該申立てを受けた けた締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要 行うものは、次のいずれかの場合には、申立てを受 に基づいて協議を要請した締約国であって申立てを 6 5

ていると認めることを条件とする。 自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害され 申立てを行った締約国が、この協定に基づいて 協議の要請が受領された日の後六〇日以内に、

二〇日以内に、当該申立てを受けた締約国が協議 又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には を開始しない場合

五〇日以内に、両締約国が協議により紛争を解決又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には することができない場合 協議の要請が受領された日の後九〇日以内に、

この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には

(a) 違反があったとさ次の事項を明記する。 連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠 違反があったとされるこの協定の規定その他閣

3 仲裁裁判所は、三人の仲裁人から成るものとし、 当該仲裁人は、適切な技術的又は法的知見を有する (b) 申立ての根拠とされる事実

三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲民を任命することができる。)、及び裁判長となる第氏を任命との後四五日以内に一人の仲裁人を任命し(自国4 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領され たことがあってはならない。 いかなる資格においても対象となる紛争を取り扱っいずれかの締約国により雇用されてはならず、及び いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、 裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず べきである。

三の仲裁人を任命することができない場合には、い命しなかった場合又は両締約国が5の規定により第のいずれかの締約国が4の規定により仲裁人を任 た候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任 た日の後六〇日以内に、4の規定に従って提案され 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領され

> の中からくじ引で選ばれる。 一五日以内に、4の規定に従って提案された候補者 まだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人は

仲裁裁判所の設置の日は、 裁判長 が任命された日

とする。

第一四三条(仲裁裁判所の任務) | 前条の規定により

(a) 必要に応じて両締約別設置される仲裁裁判所は、 た、両締約国が相互に満足すべき解決を図るため の十分な機会を与えるべきである。 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、

(b) 裁定を下す。 この協定及び適用可能な国際法の規則に従って

び事実に関する認定を行う。 裁定においては、その理由を付し、

(2~4、略)

第一四四条(仲裁裁判手続)— する。 仲裁裁判は、

2 仲裁裁判手続の場所は、 交互に行う。 ない場合には、仲裁裁判手続は、両締約国において 定されるものとし、また、そのような決定が行われ 両締約国の合意により決

4 3の規定にかかわらず、いずれの一方の を提出する。 情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約 国は、秘密であると指定して情報又は意見書を提出 は、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約 して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書について できる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定 も、紛争に関する見解について公に表明することが した場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該

5 約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書(裁定は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締 両締約国は、仲裁裁判手続における表明 陳述又

対する回答を含む。)については、他方の締約国によ る利用を可能としなければならない。 案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に

6 締約国に対し裁定案を提示することができないと認提示する。仲裁裁判所は、当該九○日の期間内に両置の日の後九○日以内に、両締約国に対し裁定案を 分を検討することができるようにするため、その設に仲裁裁判所の認定及び結論から成る。)の特定の部・ 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案(説明部分並び・ 定案についての意見を書面により提出することがで れた日の後一五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁 延長することができる。締約国は、裁定案が提示さ める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を えて行うものとする。 かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏ま -裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なし 4 3

8 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三○日 以内に裁定を下す。

両締約国を拘束する。 でこれを行うこともできる。 方式によって行うよう努めるが、過半数による議決 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、 か 2 5

第一四六条(裁定の実施) 1 申立てを受けた締約国 第一四五条(仲裁裁判手続の停止及び終了) 実施する。 四四条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に は

することができる。そのような要請が受領された日 ため、当該申立てを受けた締約国に対し協議を要請 た締約国は、通報された期間が受け入れられないと 立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行っ 二〇日以内に、当該裁定を実施するための期間を申 申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後 める場合には、相互に満足すべき期間に合意する

の他の義務の適用の停止は、

次のことを条件とする

(a) (d) 略)

過した後に行うことができる。ただし、当該譲許そ

国は、 国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができ意されなかった場合には、当該申立てを行った締約から三〇日以内に相互に満足すべき期間について合

通報することができる。 意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に対し の協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する た締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこ いて合意されなかった場合には、当該申立てを行っ 間の満了の日の後三〇日以内に満足すべき解決につ に申立てを行った締約国と協議を開始する。当該期 満足すべき解決に達するため、当該期間の満了まで る場合には、代償その他の代替措置を通じて相互に れた期間内に裁定を実施することができないと認め 申立てを受けた締約国は、 2の規定により決定さ

に付託することができる。 ていないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所 が2の規定により決定された期間内に裁定を実施し 申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国

止は、それらの規定による通報の日の後三○日が経ら 3及び5に規定する譲許その他の義務の適用の停 てを受けた締約国に対し通報することができる。 の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他 確認が行われた日の後三〇日以内に、当該申立てを た場合には、申立てを行った締約国は、そのような により問題を付託された仲裁裁判所により確認され た期間内に裁定を実施していないことが、4の規定 申立てを受けた締約国が2の規定により決定され

裁判所に付託することができる。 は、当該申立てを受けた締約国は、当該問題を仲裁 に両締約国が問題を解決することができない場合に 定による協議の要請が受領された日の後三〇日以内 立てを行った締約国は、そのような要請が受領され 締約国に対し協議を要請することができる。当該申 れていないと認める場合には、 た日の後一〇日以内に協議を開始する。この7の規 当該申立てを行った

8 この条の規定を適用するために設置される仲裁裁 4から6までの規定に従って任命する。この条の規めに設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第一四二条が可能でない場合には、この条の規定を適用するたり扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これり扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これ 裁定は、両締約国を拘束する が付託された日の後六○日以内に裁定を下す。当該 定を適用するために設置される仲裁裁判所は、 判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取

第一四七条(期間の変更) 一四八条(費用)

第一五章 最終規定

第一四九条~第一五四条(略

附属書一~九

附属書一〇(第七章関係)自然人の移動に関 る特定の約束 す

日本国の特定の約

節 商用訪問者 インドネシアの 短

0

第二節 転勤者 インドネシアの企業内

インドネシアの投資家

停止について3、5又は6に規定する条件が満たさ によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の

申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約

第四 自)ドネシアの自然人1由職業サービスに従事 するイ

間又は三年間(この期間は、更新することができる。)、 提供者としての資格を有するインドネシアの自然人で 《国及び一時的な滞在が許可される。(a~j)略) いの活動に従事しようとするものについては、一年 いって、日本国における一時的な滞在の間に次のいず 「の法令により法律、 会計又は税務のサービス

第五節 活動に従事するインドネシアのの個人的な契約に基づいて業務日本国にある公私の機関との間

第六節 する活動に従事するインドネシサービスの提供又はこれに関連が若しくは介護福祉士としての個人的な契約に基づいて看護日本国にある公私の機関との間 アの自然人

2

ことができる。ただし、更新は、その都度一年間ず つとし、かつ、二回を超えてはならない。)、入国及 自然人については、一年間(この期間は、更新する 次の 時的な滞在が許可される。 (aから(d)までの要件を満たすインドネシアの

を有する者であること ドネシアにある大学の看護学部を卒業しており、 看護専門学校から修了証書Ⅲを取得し、又はイン 格を有する看護師であって、インドネシアにある つ、少なくとも二年間看護師としての実務経験 インドネシアの法令に基づいて登録された、資

政府に対し通報された者であること。 インドネシア政府により指名され、 日本国政府が指定する日に日本国に入国しよう 及び日本国

> ことを目的とする次のいずれかの活動に従事しよ法令に基づいて「看護師」としての資格を取得する うとする者であること。 日本国における一時的な滞在の間に、 日本国

(ii) 程を履修する活動 「看護師」の監督の下での研修を通じた必要な知 (i)に規定する研修の修了後 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の O, 病院にお ゖ 課 る

識及び技術を修得する活動

とを条件とする。 限る。)との間の個人的な契約に基づいて行われるこ のような機関がない場合には同省が紹介したものに ア政府に対し通報されたものが紹介したもの又はそ ための機関であって、日本国政府によりインドネシ よりその活動を行うことについて許可された調整の 機関(日本国の法令に従って日本国の厚生労働省に に基づいて病院を設立している日本国にある公私のただし、これらの活動については、日本国の法令

(a) 次の(i)から(ii)までのいずれかに該当する者であび一時的な滞在が許可される。 ことができる。ただし、更新は、その都度一年間ず自然人については、一年間(この期間は、更新する つとし、かつ、三回を超えてはならない。)、入国及 次の(a)から(d)までの要件を満たすインドネシアの 注釈1~3(略)

ること。 (i) インドネシアにある大学の看護学部を卒業し

書Ⅲを取得した者 き自然人の移動に関する小委員会により採択さ 取得しており、かつ、第九六条の規定に基づ 又は大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を インドネシアにある他のいずれかの専門学校 インドネシアにある看 護専門学校から修了証

れる指針に基づく適当な研修の修了後、

インド

必要な技術を有する介護福祉士としての資格を ネシアの法令に従い、インドネシア政府により

政府に対し通報された者であること インドネシア政府により指名され、 及び日本国

とする者であること。 日本国政府が指定する日に日本国に入国しよう

しようとする者であること。 することを目的とする次のいずれかの活動に従 法令に基づいて「介護福祉士」としての資格を取得 日本国における一時的な滞在の間に、日本国

日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の

必要な知識及び技術を修得する活動ける「介護福祉士」の監督の下での研修を通じた 程を履修する活動 (i)に規定する研修の修了後 の、介護施設にお

とを条件とする。 限る。)との間の個人的な契約に基づいて行われるこ のような機関がない場合には同省が紹介したものに ネシア政府に通報されたものが紹介したもの又はそ 整のための機関であって、日本国政府によりインド 省によりその活動を行うことについて許可された調 私の機関(日本国の法令に従って日本国の厚生労働 に基づいて介護施設を設立している日本国にある公 ただし、これらの活動については、日本国の法令

3 (a) される。 することができる。)、入国及び一時的な滞在が許可 人については、三年までの期間(この期間は、更新 次の(a)及び(b)の要件を満たすインドネシアの自然 次のいずれかの期間に「看護師」又は「介護

(ii) 1又は2の規定に基づく滞在の間に「看班」としての資格を与えられた者であること。 1又は2の規定に基づく滞在の間に「看護

又は「介護福祉士」としての資格が与えられな かった後の期間

のみを指名すること。

指名されたインドネシアの自然人並びに公私

日本国政府が要求する他ンアの自然人並びに公私の

関の名称及び住所を、

(1から3までの規定の条件を満たす者に限る。)

/施された募集過程を経たインドネシアの自然人 インドネシア海外労働者派遣・保護庁によって

(b) うとする者であること。 ある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて、日本国における一時的な滞在の間に、日本国に 「看護師」又は「介護福祉士」として業務に従事しよ

日本国は、1又は2の規定に基づき入国及び

第二編

インドネシアの特定の約束

年間の最大人数を決定することができる。 時的な滞在を許可されるインドネシアの自然人の ネシアの自然人の最大人数を決定することができ 的な滞在の許可に基づき日本国に滞在するインド 日本国は、この節の規定に基づく入国及び一 時

(c)

又は(b)に規定する人数に関して必要と認める他の 又は与えるおそれがある場合には、日本国は、(a) 日本国の社会又は労働市場に重大な損害を与え

第四節 第三節 第一節 日 1本国

日本国の短期の商用訪問者

政府に対し書面により通報すること。の情報とともに、外交上の経路を通ど

外交上の経路を通じて、

日本国

本国の企業内転勤

の投資家

する日本国の自然人に基づいて業務活動に従事に基づいて業務活動に従事

略

る活動に従事する日本国の スの提供又はこれに関連す 介護福祉士としてのサービ 介護福祉士としてのサービ はまづいて看護師若しくは機関との間の個人的な契約機関との間の個人のな契約 したい デネシアにある公私の

7 1(d)に規定する「看護師」の監督の下での研修及び

病院、2(d)に規定する「介護福祉士」の監督の下での

定する個人的な契約及び日本国にある公私の機関に研修及び介護施設、並びに1d、2d及び3bに規

ついては、日本国政府がインドネシア政府に対し通

報する条件を満たすものとする。

1から3までの規定の適用上、インドネシア政府

次の事項を行う。

(5、6、略

シア政府に対し通報する。

含む。)を行うことができる。

われる決定を、当該決定の実施の前に、インドネ日本国政府は、(a)、(b)又は(c)の規定に従って行

決定(この節の規定に基づく約束の実施の停止を

第五節